

提出先 内閣官房、消費者庁、総務省、法務省、経済産業省

【提案項目】

情報セキュリティ対策の推進について、次の措置を講じること。

1 情報セキュリティ関連法の整備

地方自治体に管理責任があり機密性の保持が必要な個人情報等を取得した者によって、インターネットを介して不特定多数の者が当該個人情報等を入手できる状態に置く行為を禁止する規定及びこれに違反した者に対する罰則の規定を明記した法律を早急に制定すること。

2 地方自治体による情報流出の発信者情報の開示

情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。

【提案理由等】

1 本県において発生した個人情報の流出事案では、過失によりファイル交換ソフトを通じて流出した情報を取得した第三者が、インターネット上に意図的に拡散（流出）し、社会的影響の大きい問題となった。

さらに、平成22年10月に警視庁公安部の捜査資料が、ファイル交換ソフトを通じて流出するなど、国全体としての情報管理のあり方が問われる極めて深刻な事態が発生している。

インターネット上に個人情報を流出された個人が権利を侵害されていることは明白であり、また、地方自治体が保有する法人等に関する重要情報が流出された場合には、法人等に多大な不利益を生じさせるおそれがあるが、個人情報等をインターネットに意図的に流出させる行為に対し法的規制が存在しない現状では、そうした行為は事実上野放しにされており、法的責任を問うことはできない。

本県では、平成22年8月に「神奈川県個人情報保護条例」を改正するなど、情報の管理主体として、これまでに県民の個人情報等を流出させないよう情報管理の徹底を図っているところであるが、万一、事故が起きた場合にも、二次被害防止のため情報の拡散を防止することは重要である。

このため、こうした事故に対する情報セキュリティ関連法の整備を早急に行うことが必要である。

2 振り込め詐欺などの二次被害を防止するため、プロバイダ責任制限法を改正し、情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じる必要がある。